

市内学校で発生したいじめ事案について

1 いじめ重大事態申立て等への対応状況

(令和8年9月11日現在)

| No. | 事案名             | 調査等の状況            |                                      |
|-----|-----------------|-------------------|--------------------------------------|
|     |                 | 年月                | 内容                                   |
| 1   | タブレット端末によるいじめ事案 | 令和5年4月            | いじめ認知                                |
|     |                 | 令和5年7月<br>～令和6年3月 | いじめ問題専門委員による調査委員会を設置し、調査実施           |
|     |                 | 令和6年6月            | 調査委員会から報告書を受理                        |
|     |                 | 令和6年7月            | 関係保護者へ調査結果報告会を実施                     |
|     |                 | 令和6年9月<br>～令和7月3月 | いじめ問題専門委員とは別の調査委員による追加調査委員会を設置し、調査実施 |
|     |                 | 令和6年10月           | 市長がいじめ重大事態として判断                      |
|     |                 | 令和7年3月            | 追加調査委員会から報告書を受理<br>【事案調査終了】          |
|     |                 | 令和7年3月            | 関係保護者へ追加調査結果報告会を実施                   |
|     |                 | 令和7年6月            | 市議会総務文教常任委員会で報告                      |
|     |                 | 令和8年3月            | 関係生徒保護者への謝罪会を実施                      |
|     |                 | 令和8年4月            | 教育長が校長会において報告・指導                     |
|     |                 | 令和8年4月            | 教育用端末調査業務委託契約締結<br>(市長部局)            |
|     |                 | 令和8年5月            | 教育用端末調査業務実施                          |
|     |                 | 令和8年6月            | 関係保護者への調査結果報告                        |
|     |                 | 令和8年8月            | 教育用端末調査結果報告(市長部局)                    |

|   |                          |                   |                                                                            |
|---|--------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 2 | スクールバス<br>内等でのいじめ<br>事案  | 令和6年7月            | 保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理                                                       |
|   |                          | 令和7年2月            | いじめ問題専門委員会による調査                                                            |
|   |                          | 令和7年4月<br>～令和8年1月 | いじめ問題調査委員による調査委員会を設置し、調査                                                   |
|   |                          | 令和8年1月            | 調査委員会から報告書を受理                                                              |
|   |                          | 令和8年2月            | 報告書の内容を市長へ報告<br>※調査結果により、一部が重大事態として認定<br>報告のための報告書概要版を受理<br>申立人に調査結果について報告 |
|   |                          | 令和8年2月以降          | 関係保護者等へ調査結果を報告<br>市議会総務文教常任委員会へ報告                                          |
|   |                          | 令和8年3月            | 申立人からの所見書を市長が受理                                                            |
|   |                          | 令和8年3月            | 調査委員会からの報告書概要版を市議会総務文教常任委員会へ資料として報告                                        |
|   |                          | 令和8年4月            | 市長が再調査を判断                                                                  |
| 3 | 令和4年度に<br>あったいじめ<br>事案   | 令和6年8月            | 保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理                                                       |
|   |                          | 令和7年2月            | 重大事態調査について保護者への説明                                                          |
|   |                          | 令和7年12月           | 調査実施について、再度保護者へ説明<br>保護者から調査委員を再度選任するよう要望あり                                |
|   |                          | 令和8年1月            | 調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼                                                       |
|   |                          | 令和8年7月            | いじめ問題調査委員の委嘱                                                               |
|   |                          | 令和8年9月            | いじめ問題調査委員会打ち合わせ                                                            |
| 4 | 平成26年度から<br>あったいじめ<br>事案 | 令和6年11月           | 保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理                                                       |
|   |                          | 令和7年2月            | 重大事態調査について保護者への説明                                                          |
|   |                          | 令和7年12月           | 調査実施について、再度保護者へ説明<br>保護者から調査委員を再度選任するよう要望あり                                |

|   |                    |           |                                               |
|---|--------------------|-----------|-----------------------------------------------|
|   |                    | 令和8年1月    | 調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼                          |
|   |                    | 令和8年7月    | いじめ問題調査委員の委嘱                                  |
|   |                    | 令和8年8月    | いじめ問題調査委員会打ち合わせ                               |
| 5 | 令和6年度にあったいじめ事案     | 令和7年6月    | 4人の保護者からいじめ重大事態の申立書を受理<br>(1つの事案に対し4件の申立書を受理) |
|   |                    | 令和7年7月    | 保護者、子どもに対して調査について説明                           |
|   |                    | 令和7年9月    | 調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼                          |
|   |                    | 令和8年2月    | いじめ問題調査委員の委嘱                                  |
|   |                    | 令和8年3月・4月 | いじめ問題調査委員会打ち合わせ(3回)                           |
|   |                    | 令和8年5月    | 調査委員会から生徒及び保護者への説明会(申立人)                      |
|   |                    | 令和8年5月    | 調査委員会から生徒及び保護者への説明会(被申立人)                     |
|   |                    | 令和8年6～9月  | いじめ問題調査委員会                                    |
| 6 | 令和4.5.6年度にあったいじめ事案 | 令和8年1月    | 保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理                          |

## 2 タブレット端末によるいじめ事案

### (1) タブレット端末発見後に係る対応状況

**赤字**は、『教育用端末調査業務報告書における「確認調査」の結果（令和8年8月17日総務文教常任委員会 企画課提出資料）』を基に引用

**青字**は、『いじめ問題に関する調査結果報告書（令和6年6月24日付け）』及び『追加報告書（令和7年3月19日付）』を基に引用

**黒字**は、教育委員会の記載。

| 日時等             | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年12月16日      | タブレット端末1台の紛失を確認する。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 令和5年1月13日       | タブレット端末1台の紛失を確認する。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 令和5年3月12日       | 生徒の自宅からタブレット端末2台が発見される。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 令和5年3月13日 9:00頃 | <p>教頭がこども教育課（当時）にタブレット端末2台が発見されたことを報告し、タブレット端末を発見した生徒及び保護者に来校してもらい事実を確認すること、内容によっては警察への相談や学級保護者会等の開催を検討することを伝えた。</p> <p>こども教育課からは事実をよく確認し、その内容を報告するように指示があった。また、今回の件は教育委員会内で共有されていることと報告の内容も共有すると話があった。</p> <p>なお、教育委員会の職員に対する聴取では、この際の報告を直接受けた者が誰かは確認できなかった。</p> |
| 令和5年3月13日       | 生徒及び生徒保護者がタブレット端末2台を当該中学校へ持参する。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 令和5年3月13日 18:30 | <p>タブレット端末を発見した生徒及び保護者が来校し、学年主任がタブレット端末2台を受領し、タブレット端末を発見した経緯等を聴き取った。この際、保護者から「疑いがかけられるようなら警察を入れてきちんと調べてほしい」旨の申し入れがあった。学年主任は、今回の内容を教頭や校長、こども教育課へ報告し、今後の対応について連絡する旨を伝えた。</p> <p>面談後、学年主任は教頭に聴き取った内容を報告した。</p>                                                       |
| 令和5年3月13日～15日   | タブレット端末2台を教頭机後方のロッカーで保管する。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 令和5年3月14日 6:00頃 | <p>教頭は校長に前日13日の面談の内容を報告した。校長は教頭に対し、こども教育課へ報告し、指示を仰ぐように伝えた。</p>                                                                                                                                                                                                    |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年3月14日 午前中   | 教頭は、前日13日の面談の内容をこども教育課の指導主事に伝えた。指導主事は報告の内容を教育委員会で共有を図り、対応を検討することを教頭に伝えた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 令和5年3月14日 夕方    | 学年主任はタブレット端末を発見した生徒保護者へ連絡し、こども教育課に問い合わせを行っており、対応を検討している旨を伝えた。保護者は疑われるようであればしっかり調査してほしいと伝えた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 令和5年3月14日       | 当該中学校において、委託業者が新年度準備のためタブレット端末41台の初期化処理を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 令和5年3月15日 午前    | <p>教頭はこども教育課の指導主事に今後の対応について問い合わせた。指導主事が教頭に対し、タブレット端末を発見した生徒が卒業式後に中学校へ来る可能性があることを確認したところ、教頭は来る機会はないと回答した。指導主事は教頭の話でこども教育課の課長と課長補佐に伝えた。</p> <p>ここで、教頭の認識では、指導主事から「誰に聞いていいかわからないこと、生徒を集めて話を聞くとしても卒業していて難しいこと、タブレット端末を発見した生徒への教育的配慮から今後の追及はしないこと、警察も入れないこと」を伝えられたとのことである。しかしながら、指導主事は聴き取りの際、こども教育課からの指示を否定しており、また課長はこのような指示をする協議をした記憶がないとしており、課長補佐は教頭から今後の対応について問い合わせがあったことは聞いていないとのことであり、どのような経緯でこれ以上の調査をしないことに決まったかは不明であるが、指導主事、課長、課長補佐の聴き取り内容からすると、教頭と連絡を取る中で、中学校及びこども教育課とも、教育的配慮によりタブレット端末を発見した生徒へ今後の追及をしない方向で共通認識をしたことが伺える。</p> |
| 令和5年3月15日 8:58  | <p>教頭は校長に対し、こども教育課からの話を伝えた。校長と教頭は、タブレット端末を発見した生徒の今後を考え、こども教育課の判断に従って今後の追及はしないことを確認した。</p> <p>教頭はこども教育課からの話と校長の話を学年主任に伝えた。これを受け、学年主任はタブレット端末を発見した生徒保護者へこども教育課からこれ以上の対応は行わないと伝えられたこと、くれぐれも疑わしいことはしないこと等を伝えた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 令和5年3月15日       | タブレット端末2台が当該中学校から市役所に届く。<br>(運搬は学校管理員)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 令和5年3月16日 11:04 | 市役所内でタブレット端末1台の初期化処理を行う。<br>当時のICT事務担当者が判断し、本人または指示を受けた職員が初期化を実施したと推断される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|                     |                                                                                                                                                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年3月17日 9:22      | 市役所内でタブレット端末1台の初期化処理を行う。<br>当時のICT事務担当者が判断し、本人または指示を受けた職員が初期化を実施したと推断される。                                                                       |
| 令和5年3月17日           | タブレット端末2台が市役所から当該中学校に届く。<br>(運搬は学校管理員)                                                                                                          |
| 令和5年3月17日<br>～4月13日 | タブレット端末2台を教頭机後方のロッカーで保管する。                                                                                                                      |
| 令和5年3月17日           | 校長、教頭及び学年主任の3人でタブレット端末を発見した生徒への今後の対応については特に何もしないことを改めて確認した。                                                                                     |
| 令和5年4月7日 午前         | 教頭はタブレット端末2台が発見されていたことを職員会議で話した。なお、これ以前は、校長、教頭及び学年主任以外の職員にタブレット端末2台が発見されていたことの説明はなかった。これを聞いた前年度より在籍していた一部の教職員が教頭に対し、詳しい説明を求めた。                  |
| 令和5年4月7日 13:30      | 教頭は全職員にこれまでの対応の経緯を説明した。職員で協議した結果、今後の対応として、タブレット端末2台の使用者である生徒や在校生への説明及び在校生の保護者にタブレット端末2台が見つかったことを文書で周知することを確認した。                                 |
| 令和5年4月7日 15:30      | 教頭はこども教育課の指導主事に連絡し、決まった今後の対応について説明した。                                                                                                           |
| 令和5年4月9日 9:00 頃     | 教頭はこども教育課の指導主事から保護者へ配布予定の文書の内容を確認してもらった。                                                                                                        |
| 令和5年4月13日           | インスタグラムのアカウント名からのダイレクトメール送信について、生徒が教員に相談する。<br>タブレット端末が証拠品となる可能性を考慮し、教頭が校内の耐火書庫に移設する。                                                           |
| 令和5年4月17日 11:30 頃   | 教頭が糸魚川警察署へインスタグラムのダイレクトメール事案について相談に行った際、タブレット端末の紛失についても相談した。<br>対応した署員からは、刑罰を行うために家庭裁判所へ送致する必要があるれば、学校が被害届を提出すればよく、反省を促すだけであれば学校での対応となると説明を受けた。 |
| 令和5年4月18日 9:00      | こども教育課の指導主事外が教育長及び教育次長にタブレット端末の紛失事案及びインスタグラムのダイレクトメール事案について報告した。                                                                                |
| 令和5年4月18日 10:00 頃   | 校長(令和5年度より変更)、教頭、こども教育課の指導主事(生徒指導担当)が関係者と協議し、情報の共通理解を図った。                                                                                       |
| 令和5年4月20日           | 校長、教頭、上越教育事務所指導主事、ソーシャルワーカー、こども教育課の指導主事で対応を協議した結果、タブレット端末紛失に関わる被害届は現時点では提出しないこととなった。                                                            |

|                   |                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年4月21日         | 教頭は全校朝会にて在校生にタブレット端末2台が見つかったことを伝えた。在校生の保護者向けに文書を配布した。                                                                                                                                           |
| 令和5年4月22日         | P T A総会において、タブレット端末2台が見つかったことを報告した。                                                                                                                                                             |
| 令和5年4月24日 8:40    | こども教育課長及び指導主事外が副市長にタブレット端末の紛失事案及びインスタグラムのダイレクトメール事案について報告した。<br>副市長から早急に市長へ報告するように指示があった。                                                                                                       |
| 令和5年4月25日 15:30 頃 | 教育長、こども教育課の指導主事外が市長にタブレット端末の紛失事案及びインスタグラムのダイレクトメール事案について報告した。<br>市長から、糸魚川市としてタブレット端末2台の紛失について被害届を提出するように教育委員会へ指示があった。                                                                           |
| 令和5年4月26日 11:30 頃 | 市長の指示を受け、こども教育課の指導主事が糸魚川警察署へ被害届を提出したい旨を伝えた。対応した署員から、昨年度時点で被害届を提出していないこと、現時点ではタブレット端末2台が戻っていることを考えると被害届の提出は現実的ではないと回答された。<br>警察と協議した結果、被害届というかたちではなく、タブレット端末を発見した生徒から警察が任意で事情を聴くかたちで対応することを確認した。 |
| 令和5年4月26日 15:30 頃 | 教育長、教育次長、こども教育課長、指導主事で被害届ではなく、警察からタブレット端末を発見した生徒への任意で聴き取りを行う方向で進めることを確認した。                                                                                                                      |
| 令和5年4月26日 17:10 頃 | こども教育課の指導主事から教頭に対し、「警察と協議した結果、被害届は難しいが、任意での事情聴取を行い、警察が介入することができるのとことだった」等の連絡を入れ、事情聴取の際にこれまでの資料の提出が必要となるため、準備を依頼した。                                                                              |
| 令和5年4月27日 午前      | こども教育課の指導主事とタブレット端末を発見した生徒保護者と面談し、タブレット端末の紛失の件について警察を入れて調査することになった旨を伝え、協力を依頼し、了承を得た。                                                                                                            |
| 令和5年5月1日 14:00 頃  | 教頭とこども教育課の指導主事が糸魚川警察署を訪れ、タブレット端末の紛失に関する情報を提供した。                                                                                                                                                 |
| 令和5年5月9日 16:20 頃  | 教頭がこども教育課の指導主事に対し、タブレット端末を発見した生徒が進学した高校と話した際に、一定程度落ち着いてから臨時学級保護者会を開催する予定だったが、タブレット端末の紛失に関して臨時学級保護者会を開催し、見つかった報告と謝罪を行いたい旨の相談を行った。                                                                |

|                  |                                                                                                                         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年5月9日 17:50 頃 | 教頭が高校教頭に連絡し、タブレット端末紛失についての報告と謝罪の臨時学級保護者会の開催について了解をもらう。                                                                  |
| 令和5年5月11日 12:15  | 学校は対策会議を行い、その後、元PTA会長らに臨時学級保護者会を開催し、タブレット端末の紛失についての報告、謝罪等について説明を行いたい旨の説明を行った。開催にあたり、タブレット端末を発見した生徒や高校、行政の了解が必要との結論になった。 |
| 令和5年5月12日 9:00 頃 | 教頭がこども教育課の指導主事へ前日の元PTA会長らとの面談内容を報告した。教頭からタブレット端末の紛失に関する報告と謝罪は了承等と伝えた。                                                   |
| 令和5年6月1日 16:00 頃 | 中学校にて、こども教育課長及び指導主事が参加し、被害生徒保護者へのこれまでの経緯の説明と謝罪を行った。                                                                     |
| 令和5年6月8日 10:40 頃 | こども教育課の指導主事が中学校の生徒指導部会へ参加し、これまでの状況と今後の対応について説明を行った。                                                                     |
| 令和5年6月9日 13:30 頃 | こども教育課長と指導主事が6月1日の報告会に欠席した学校職員に同様の説明を行った。                                                                               |

## (2) タブレット端末の紛失における学校と教育委員会の対応

(令和7年6月19日市議会総務文教常任委員会資料から引用)

### 1 反省点の整理

#### <学校>

- (1) タブレット端末の使用ルールが周知徹底されておらず、管理職と教職員の間で十分な方針の共有や合意形成がなされていなかった。
- (2) タブレット端末の管理に関する危機意識の希薄さがあった。
- (3) 1台目のタブレット端末紛失時に、持ち帰りの一時中止及び保管庫での管理を行わなかった等、タブレット端末の管理を徹底しなかった。
- (4) 2台目のタブレット端末紛失後、搜索手段がなくなった段階で、盗難やいじめ等を想起せず、警察へ紛失届について相談をしていなかった。
- (5) タブレット端末紛失時の対応についてマニュアル等の作成をしていなかった。
- (6) タブレット端末が発見された事実が、他の職員へ共有されていなかった。
- (7) 職員間の情報共有体制や管理職をカバーするための組織的体制について、トップのマネジメントが不足していた。
- (8) わいせつ図画等送付事案について、組織的な対応が必要であったが、学校内で全職員への情報提供が十分に行われていなかった。
- (9) 管理職に窓口を一本化したことが過負荷を招き、関係者への情報共有の遅れや不十分さに繋がった。
- (10) 学校長のコーディネートに基づいた組織としての対応や役割分担が明確でなかった。
- (11) 対応のプロセスを記録として残し、教職員で共有していなかった。

#### <教育委員会>

- (1) タブレット端末紛失時のマニュアルがなかった。
- (2) タブレット端末の応諾書の提出管理がされていなかった。
- (3) タブレット端末の管理に関する基本的な方針を地域、保護者、生徒に明示していなかった。
- (4) タブレット端末紛失時の対応窓口が分かれていた。
- (5) タブレット端末発見時、警察に被害届を出すよう学校に指示していなかった。
- (6) 発見されたタブレット端末の中身の確認等をしていなかった。
- (7) タブレット事案発生時、議事録に残る形で協議し、学校と密な連携を図るべきだった。
- (8) 生徒のネット利用上のトラブルに関する備えが希薄であった。
- (9) タブレット端末の初期化やアカウント削除等に関する基本的情報や経緯の把握が疎かであった。

## 2 対策

### <学校>

| 再発防止策                                                                                                     | 対応状況 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (1)被害を受けた生徒について、進学先の学校等に本人たちがすぐに相談できる窓口などのフォロー体制が整っているかを再確認する。また、毎月1回生徒の様子を確認する。                          | ○    |
| (2)いじめ事案について、初動に緊張感をもって組織で早急に対応し、刑事事件に相当すると判断できる場合は、すぐに警察と連携を取る。特に、SNSに関わる案件で人権侵害や犯罪性が疑われる場合は迷わず警察と連携を取る。 | ○    |
| (3)生徒指導の重要な内容の対応は記録を残し、複数の視点で確認する。                                                                        | ○    |
| (4)タブレット端末の管理について、職員の認識を高め、生徒にもルールを徹底する。また、年1回、年度当初に生徒用端末のパスコードを更新する。                                     | ○    |
| (5)タブレットやスマートフォン等の利用には、犯罪やいじめのリスクがあることを生徒・保護者に繰り返し伝えていく。リスクについて、外部講師を招聘し、生徒・保護者が学習する機会をもつ。                | ○    |
| (6)学校のいじめ防止基本方針や危機管理マニュアルの再確認と見直しを行い、情報共有体制や組織的体制について全職員で共通理解し、役割分担を明確にして組織として対応する。                       | ○    |

<教育委員会>

| 再発防止策                                                      | 対応状況 |
|------------------------------------------------------------|------|
| (1)タブレット端末の管理について                                          |      |
| ①「学習用タブレット端末の学習利用における確認書」の提出確認を徹底する。                       | ○    |
| ②日常におけるタブレット端末の現有確認、保管庫での管理を徹底させる。                         | ○    |
| ③「糸魚川市タブレット端末故障・破損・紛失時対応ガイドライン」を児童生徒、保護者へ周知する。             | ○    |
| (2)児童生徒・保護者への相談体制の充実を図り、被害を受けた児童生徒へのケアを継続する。               | ○    |
| (3)児童生徒に向けて、SNS に係るいじめやトラブルの未然防止を目的とした情報モラル教育を学期に1回以上実施する。 | ○    |
| (4)保護者に向けて、SNS に係るいじめ、トラブルの未然防止等についての学習会を年に1回以上実施する。       | ○    |
| (5)保護者に「長期休業中の SNS 等の利用に関わる注意事項について」を配付する。                 | ○    |
| (6)市内学校長を対象にした SNS に係るいじめ、トラブルの未然防止と初期対応についての研修会を実施する。     | ○    |
| (7)教職員研修において、SNS に係るいじめ、トラブルの未然防止と初期対応についての研修会を実施する。       | ○    |
| (8)児童生徒の継続的な見守りや対応ができるよう、学校間の連携を強化する。                      | ○    |
| (9)連絡や報告があった時に、時刻や対応者、内容、対応についての指示などの記録を残すことを徹底する。         | ○    |